

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	医療福祉費支給事務(ひとり親世帯の者) 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、母子家庭の母子及び父子家庭の父子に係る医療福祉費支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笠間市長

公表日

平成29年2月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	医療福祉費支給事務(ひとり親世帯の者)
②事務の概要	笠間市医療福祉費支給に関する条例に基づき、母子家庭の母子及び父子家庭の父子に対し、下記の業務を実施する。 ①医療福祉費受給者証の交付事務 ②医療福祉費受給者証の再交付事務 ③医療福祉費の支給の申請受付事務 ④医療福祉費の支給の決定事務 ⑤自己負担金及び食事療養費の申請受付事務 ⑥自己負担金及び食事療養費の支給決定事務 ⑦氏名、住所、扶養義務者、所得額、支払口座等、障害程度、在学状況、保険情報に係る届出事項の審査事務 ⑧第三者行為による被害に係る届け出事項の審査事務 ⑨医療福祉費受給者証の返却事務 ⑩医療福祉費の返還事務
③システムの名称	医療福祉システム, 宛名管理システム, 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 医療福祉資格ファイル 2. 医療福祉助成ファイル 3. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部保険年金課
②所属長	保険年金課長 田村 一浩
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保険年金課年金医療グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険年金課年金医療グループ 茨城県笠間市中央3-2-1 0296-77-1101

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

